

(別冊)

城陽市立〇〇小・中学校

危機管理マニュアル

令和8年8月

城陽市教育委員会

(危機管理マニュアルより一部抜粋)

はじめに

学校は、児童生徒が安心して学び、健やかに成長する場所であり、その生命と身体の安全を確保することは、学校、教職員に課せられた最も重大な社会的使命である。

しかしながら、昨今の学校を取り巻く情勢は大きく変化している。

地球温暖化に伴う夏季の深刻な熱中症リスクや気象災害の激甚化、巨大地震への対策はもとより、不審者の侵入、SNS普及に伴う新たなトラブル、さらには校外学習や部活動等における重大な事故など、児童生徒の安全を脅かす危機は多様化・複雑化している。さらに、地域の自然環境の変化に伴う特定野生動物への対応など、予期せぬ新たな課題にも直面している。

このような情勢を踏まえ、いかなる緊急事態が発生した場合においても、全教職員が迅速的確に、組織的な初動対応を行い、被害を最小限に抑えることができるよう、危機管理マニュアルを改訂した。

東日本大震災で被災した大川小学校に係る国家賠償請求訴訟では、学校等は、防災計画（危機管理マニュアル）で安全確保義務を過失により怠ったとして、「組織的過失」を認めている。

教職員は、児童生徒の生命、身体の安全を保護する義務（安全確保義務）を負っていることを再認識し、マニュアルの形骸化、危機管理意識の欠如に至らないよう、本マニュアルに示された自らの役割と初動対応の原則を深く理解し、平素から専門的知識を有する者による研修、実践的な防災・防犯訓練を通じ、自分事として捉える意識を高めることが不可欠である。

本マニュアル改訂の趣旨を十分に汲み取り、日々の教育活動の安全基盤として、有効に機能させるとともに、保護者や地域住民、警察・消防等の関係機関との緊密な連携のもと、次代を担う児童生徒の安全と保護者の安心を確保できることを願うところである。

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）

目 次

- I 危機管理の基本事項
 - 1 危機管理マニュアルの目的と法的根拠
 - 2 危機管理マニュアルの基本方針
 - 3 危機管理マニュアルの保管管理
- II 事前の危機管理
 - 1 教職員・関係者等への周知徹底
 - 2 平時の危機管理体制・役割分担
 - 3 児童生徒及び教職員の対応能力の向上（防災・防犯訓練・教職員研修）
 - 4 学校保健安全法による施設設備点検
 - 5 危機管理マニュアルの評価、見直しと改善
 - 6 緊急連絡先一覧表
 - 7 避難経路図
 - 8 出入管理実施要領
- III 事前防止対策・発生時の危機管理「事案別実践編」
 - 1 不審者（学校関係者以外）侵入時における対応（池田小）
 - 2 不審者（学校関係者以外）侵入時における対応
 - 3 爆破・殺人予告事案対応
 - 4 地震発生時における対応
 - 5 火災発生時における対応
 - 6 大雨等発生時における対応
 - 7 大雨・雷・竜巻発生時における対応
 - 8 熱中症の対応
 - 9 熱中症警戒情報と対応（チェック表）
 - 10 救急救命の迅速的確な実施
 - 11 校外学習における安全管理
 - 12 校内事件・事故対応
 - 13 校外事件・事故対応
 - 14 インターネット対応
 - 15 食物に係る事故対応
 - 16 弾道ミサイル発射・NBCテロ対応
 - 17 熊出没時における対応
- IV 事後の危機管理
 - 1 避難所運営への協力（京都府災害時学校支援チーム（D－E S T））
 - 2 報道対応
 - 3 心のケア
 - 4 再発防止対策
- V 学校・教育委員会による危機管理対策の充実
 - 1 東日本大震災仙台高等裁判所判決
 - 2 各種訓練実施計画及び実施結果報告（報告様式）

実践的危機管理マニュアル

(事案別実践編より一部抜粋)

地震発生時における対応 4

地震対策班	任 務
対策本部（情報連絡）	・各班の編成・応急対策の決定・指示伝達 ・教育委員会等との連絡調整 ・震災関連情報の収集・伝達（連絡手段を事前に決定） ・児童生徒の安否確認・不明者捜索・負傷者応急手当の指示 ・落下物（蛍光灯）・転倒物（本棚・ロッカー・テレビ等）、ガラス窓の飛散等から身を守るよう指示
避難誘導班	・校舎建物等が損壊する可能性があるとき、対策本部の指示により運動場、体育館（悪天候）等の二次避難場所へ誘導 ・火災階及びその上層階の児童生徒の避難誘導を優先（煙は上方移動が非常に速いため、火災階・上層階優先） ・「押さない、走らない、しゃべらない、戻らない」徹底 ・避難時はリュックサック等で頭部の保護（上履き） ・隣接組と連携・集団前後に教職員の配置（笛・マイク）
施設点検・初期消火班	・施設の被害状況把握と避難経路の安全確保（立入規制） ・ガス閉栓・電源OFF等・出火場所での初期消火活動 ・トイレ・保健室等教室以外にいる児童生徒の捜索・報告
救出・救護班	・施設点検班と共同し、負傷児童生徒の救出・応急手当 ・教育委員会（城陽市関係課）・119番等への通報・連携 ・児童生徒の安否確認及び行方不明者の捜索 ・養護教諭等による心肺蘇生措置（胸骨圧迫・AED等） ・重傷者等の児童生徒の医療機関への搬送（消防等連携） ・生き埋め等の児童生徒の救出（警察・消防等連携）
避難所支援班 保護者引渡し班	・余震、通学路被害状況、児童生徒宅損壊状況、保護者存否等を勘案した保護者引渡し（引渡しカード等の活用） ・避難場所（教室・体育館）の選択と避難者誘導 ・ライフラインの確保（ガス・水道等の使用可否確認） ・市関係課・消防警察等と連携による負傷者等の救護



震災時の所在場所	安 全 確 保 の た め の 対 応
教 室	児童生徒は、「頭部を保護」、「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」及び教職員は火気の消火、出口を確保する。
体 育 館	窓ガラス等の飛散を避けるため、できるだけ中央へ避難する。（中央付近の天井の照明器具等を勘案）
校 庭	校舎崩壊や落下物を避けるため、運動場中央付近に避難する。（液状化・地割れ等を勘案）
プ ー ル	プールのふちに移動し、ふちをつかむ。
廊 下・階 段	転落防止や窓ガラス等の飛散を避けるため、頭部を保護しながら姿勢を低くして、できるだけ中央へ避難する。
図 書 館	本棚等が倒れ掛かる可能性があるため、中央付近の机等の下に避難する。
ト イ レ	逃げ出せるよう、扉を開放し、頭部を保護する。
実験室・図工室	可能な限り火気の消火及び薬品・金具等が落下しない場所で、姿勢を低くして頭を保護する。

避難訓練実施上の留意点

緊急地震速報に 対応する訓練	「落ちてこない、 倒れてこない、移動 してこない」場所に 身を寄せる避難訓練 （担任不在の休み 時間・清掃時間含む）	
地震を感知し 身の安全を守る訓練	・教室では、「机の下 にもぐって、机の脚を しっかりつかむ」訓練 ・机がない場所（教室 移動時）での訓練	
地震動終息後 より安全な場所に 移動する訓練	・耐震化された校舎は、地震動直後に倒壊する危険性は低いが、火災・ガス爆発等の二次災害が予想される。 ・単に、運動場へ移動集合する訓練だけでなく、液状化で使用不能な場合や河川氾濫、天候等を踏まえた第二次・第三次避難場所の選定を行う。	
保護者への 引渡し訓練	地震動直後、安全が確保された場合、保護者引渡しや集団下校が行われる。保護者への引渡し方法を確立し、保護者とともに訓練、地震動後、下校経路での危険（アンダーパス・氾濫の危険性がある河川沿いの歩道、土砂崩れ）を想定し、より安全な経路を通る訓練を検討実施する。	

震度とゆれの状況

0 震度0 人は揺れを感じない。

1 震度1 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

2 震度2 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

3 震度3 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

4 震度4 ほとんどの人が驚く。電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。座りの悪い置物が、倒れることがある。

5弱 5弱 大半の人が、恐怖を覚え、物につままりたいと感じる。棚にある食器類や本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

5強 5強 物につまもらないと歩くことが難しい。棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。

6弱 6弱 立てることが困難になる。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

6強 6強 はわなと動くことができず、飛ばされることもある。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多い。大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

7 震度7 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多い。

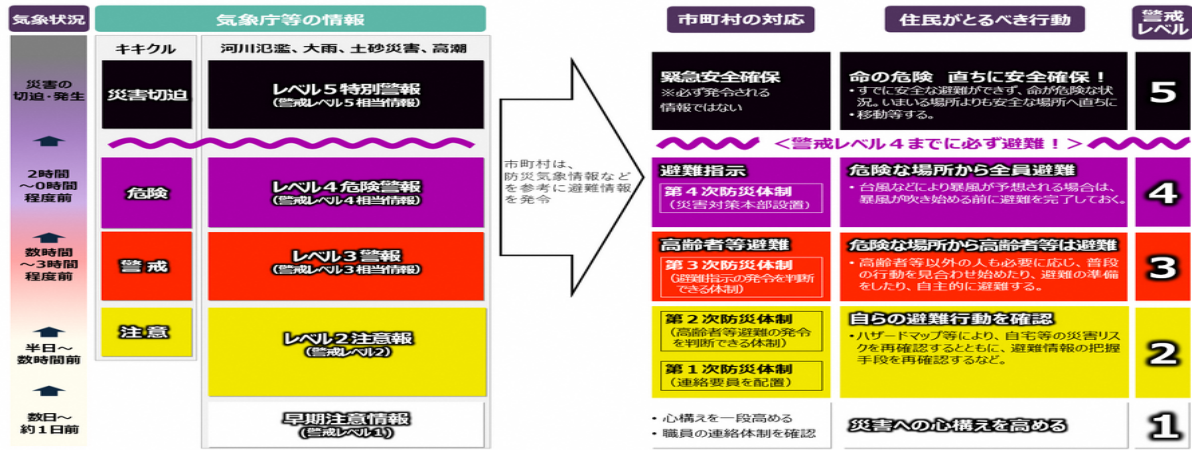
この表は、ある震度が観測された時に、その周辺で発生するゆれなどの現象や被害の目安を示したものです。
詳しい解説は以下の気象庁ホームページに掲載しています。
気象庁震度階級関連解説表 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/shindo/kaisetsu.html>

大雨等発生時における対応 6

防災気象情報	臨時休業等
【気象警報】 ・暴風・暴風雨・大雪 ・氾濫・大雨・土砂災害（警戒レベル3相当）	午前7時現在 発令中 自宅待機 午前9時現在 発令中 臨時休業
【気象危険警報】 ・氾濫・大雨・土砂災害（警戒レベル4相当）	午前7時現在 発令中 臨時休業
【気象特別警報】 ・氾濫・大雨・土砂災害（警戒レベル5相当）	午前7時現在 発令中 臨時休業

※ 防災気象情報のうち、いずれか1つの警報が発令された場合、上記臨時休業等を適用する。

5段階の警戒レベルと防災気象情報



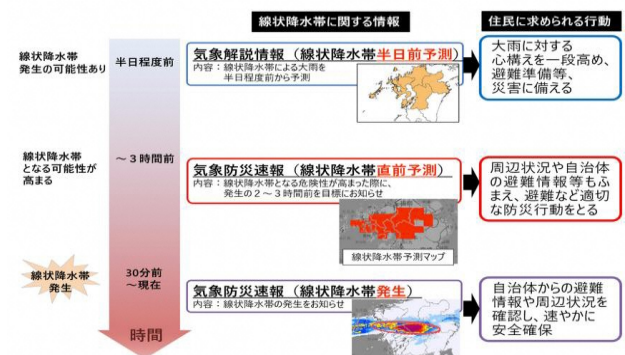
<気象庁HPリーフレット「大雨・雷・竜巻から身を守ろう」引用作成等>



<気象庁「線状降水帯に関する情報」引用作成>

線状降水帯・局地的大雨（通称ゲリラ豪雨）		
○ 規模・時間	組織化した積乱雲 数時間、同じ場所を通過・停滞する。	単独の積乱雲 数十分程度の短時間停滞する。
○ 範囲	50 km～300 km	数Km程度

■線状降水帯に関する情報と発表された場合にとるべき行動

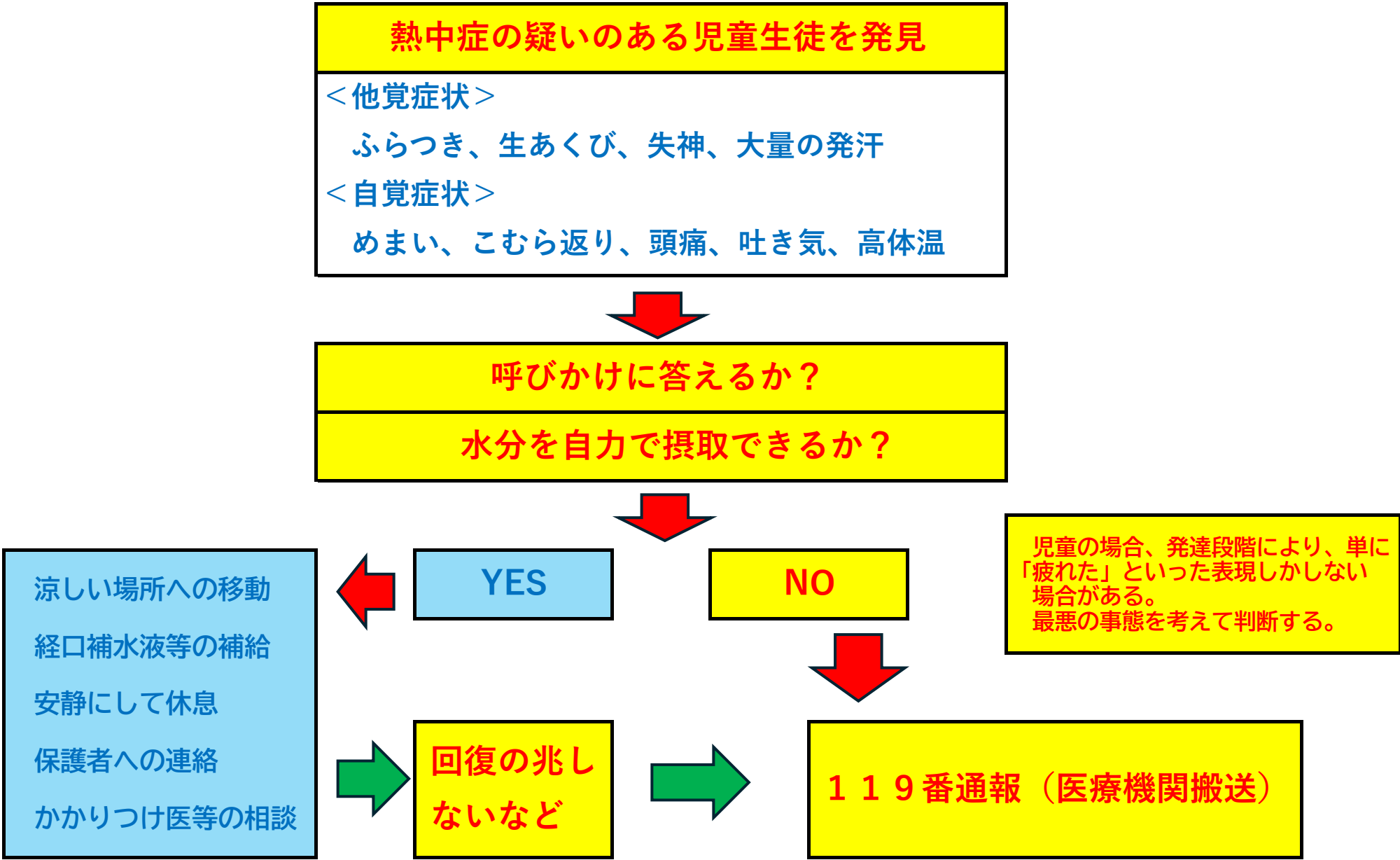


※ 線状降水帯とゲリラ豪雨の違いを認識し、児童生徒の下校等の判断を誤らない。

チェックポイント「大雨等発生時における対応」

1	授業開始時間等の検討・通知	登校前	気象情報収集に努め、臨時休業・授業開始時間等の検討・通知
2	生徒帰宅経路・手段の再確認	登校前	帰宅経路・手段（保護者迎いの有無）・連絡手段等の把握
3	警報発令時における学校待機	登校中	警報発令時は原則、学校待機として保護者へ連絡
4	下校開始の検討・指示	登校中	通学路等の安全確認（冠水、河川水位、土砂崩れ等）、校舎点検
5	下校中の立哨指導等	登校中	担当通学路における立哨指導と保護者迎いの対応
6	自宅到着後の学校への連絡	下校開始（学校待機）	自宅到着の連絡がない生徒保護者への連絡（安否確認）
7	帰宅困難生徒の校内待機場所	下校開始（学校待機）	3階教室・体育館等へ集結（氾濫・地震等災害に応じた選択）
8	記録的短時間大雨情報	登下校	ゲリラ豪雨に関する情報収集と学校待機・下校の適切な判断
9	避難訓練の実施	事前訓練	マニュアルに基づく教職員の役割、生徒による避難行動の実践
10	大川小学校事故検証報告書	危機時の判断	「迷ったときは子どもの命を第一に考えた選択肢を選ぶ」

熱中症の対応 8



<環境省熱中症予防情報サイト(暑さ指数について)引用>

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上35℃未満	28以上31未満	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上31℃未満	25以上28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上28℃未満	21以上25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

チェックポイント「熱中症の対応」		
1	体調不良時の表現注意	児童生徒の発達段階により、熱中症を起こしても「疲れた」等の単純な表現で回答すること注意する。
2	申告しやすい環境整備	体調に違和感があるとき、教師等へ申告しやすい環境を整備する。
3	柔軟な活動内容の変更	児童生徒の様子を随時観察し、活動強度・時間等柔軟に変更する。
4	給水・休憩の環境整備	屋外活動時は、給水や休憩を行うことができる環境を整備する。
5	行事計画の見直し	気象情報やWBGTを確認し、行事計画等の見直しを適宜行う。
6	クールダウン後の移動	運動後は体が熱い状態となり、クールダウンして移動・次の活動に移る。
7	分散活動時の観察	児童生徒が分散している場合、緊急事態の発見が遅れないよう配慮する。
8	夏季休暇明けのリスク	夏季休暇明け等、熱中症事故のリスクが高まることに注意する。
9	水分補給・日陰での休憩	屋外活動時は、こまめな水分補給や随時日陰で休憩する。
10	脳梗塞の可能性	B(歩行バランス) E(目の見え方) F(顔歪み) A(片腕動き) S(話し方) T(早い治療) B E F A S T確認(熱中症との差異)
11	救急救命研修の定期実施	全教職員に対する救命救急研修を定期的実施する。

死亡例	
小学校	▼ 8月下旬、屋外での体育授業終了後、教室へ移動している途中で意識を失った。
	▼ 7月、学校から約1km離れた公園で校外学習を行い、学校に戻った後、当該児童の体調が急変し、心肺停止の状態となった。
中学校	▼ 7月下旬、運動部活動後の下校中に歩道で倒れ、救急搬送した。
	▼ 学校運動場でランニング後、意識を失って倒れ、救急搬送した。